

環境月間

6月は環境基本法に定められた6月5日の「環境の日」を中心とする環境月間です。将来世代の人たちのため、一人ひとりが、環境を意識した中で普段の生活を過ごしましょう。

STOP!! 地球温暖化 一人ひとりできることから始めませんか

= CO2削減のための8つの行動アクション =

- ①冷房時の室温(目安として28℃)の適正管理をしましょう。
- ②シャワーを1日1分家族全員で減らしましょう。
- ③風呂の残り湯を洗濯に使いましょう。
- ④買い物袋を持ち歩き、省包装のモノを選びましょう。
- ⑤主電源を切るなど待機電力を50%減らしましょう。
- ⑥家電製品買い替えの際には省エネ製品を選びましょう。
- ⑦炊飯器の保温は止めましょう。
- ⑧1日5分のアイドリングストップを行いましょう。

= 大和郡山市の取組み =

市役所では、事務・事業により排出されるCO2(二酸化炭素)を毎年測定し、削減に努めています。省エネ電灯への交換、冷暖房の調整、昼休みの消灯、エコドライブ等に取り組んでいます。市民・事業者のみなさんご協力をよろしくお願いします。

ポイ捨て禁止! 5月30日(月)～6月5日(日)は、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」

(ごみゼロの日) (環境の日)

不法投棄を発生させない環境づくりを強化していく取り組みを実施する全国一斉の行動です。

期間中、市では、不法投棄防止の啓発活動およびパトロールを実施します。

(環境政策課)

「環境の日はグリーン」ライトアップキャンペーン

環境問題への意識向上及び「環境の日」の認知度向上を目的として、日本全国のランドマーク施設がグリーンにライトアップされます。郡山城天守台においてもグリーンライトアップを実施します。

日時=6月5日(日)19時～21時 場所=郡山城天守台

問合せ=環境政策課(内線571)・まちづくり事業課(内線633)

コンビニ交付の 証明発行停止について

システムメンテナンスのため、ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

課税(非課税)証明書、所得証明書の令和4年度分は、6月11日(土)から発行します。

日時=6月10日(金) 終日

停止するもの=コンビニエンスストア等でマイナンバーカードを使って発行する証明書

※住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の全部・個人事項証明書(謄・抄本)、戸籍の附票、課税(非課税)証明書、所得証明書。

問合せ=市民課(内線311～314)・税務課 庶務係(内線272)

未登記家屋の 所有者の変更について

未登記家屋(法務局に登録されていない家屋)の所有者が売買、相続等の理由により変更となった場合、法務局で表題登記していただくか、未登記のまま所有者を変更される場合は市税務課 固定資産税第2係への申請が必要となります。

登記家屋は、所有権移転登記をすると法務局からの通知で所有者を変更できますが、未登記家屋は申請していただかないと所有者の変更ができませんので、必ず手続きをお願いします。

※手続きの詳細についてはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

問合せ=税務課 固定資産税第2係(内線284)

